

平成29年度

# 発注者支援業務等 説明資料

[日時] 平成28年12月15日（木）

13:00～

[場所] 大阪合同庁舎第1号館  
別館2階 大会議室



## 近畿地方整備局

1

H29発注者支援業務等説明会資料



## 発注者支援業務等の契約手続き

### <資料構成>

1. 平成29年度発注者支援業務等の方針
2. 平成29年度発注者支援業務等の概要
3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等
4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等
5. 手続き上の留意点
6. 発注者支援業務等の業務内容
7. 調査設計資料整理業務および設計積算資料整理業務について
8. 注意事項

この資料は、近畿地方整備局ホームページ

(<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/support2/index.html>) に掲載します。  
場合によっては、内容の変更があります。

2

# 1. 平成29年度発注者支援業務等の方針

## 全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 平成28年度発注者支援業務等について、全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施
- 平成29年度発注業務等についても、**全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施**

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成23年度より**民間競争入札及び複数年度契約を導入し継続して実施**

3

# 1. 平成29年度発注者支援業務等の方針

## 1. 「民間競争入札」の導入

- 平成23年度より継続し、平成29年度の以下に示す業務（発注者支援業務等）においても、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」（民間競争入札）により実施する。

### <発注者支援業務等>

- 発注者支援業務

- 積算技術、工事監督支援、技術審査

- 公物管理補助業務

- 道路許認可審査・適正化指導、河川巡視支援、

- 河川許認可審査支援、ダム管理、堰・排水機場管理

- 用地補償総合技術業務

- 用地補償総合技術

4

# 1. 平成29年度発注者支援業務等の方針

## 2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、総務省に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※平成28年12月中旬・・・発注者支援業務等の実施要項決定予定。

※民間競争入札を導入した業務については、入札説明書に明示がありますので確認してください。

5

# 1. 平成29年度発注者支援業務等の方針

## 3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が負う可能性のある責務等

### (1)罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
  - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
  - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

### (2)会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

6

## 2. 平成29年度 発注者支援業務等の概要

### <発注者支援業務等>

分類	区分	業務区分
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術、工事監督支援、技術審査
	公物管理補助業務	河川巡視支援、河川許認可審査支援、ダム管理支援、堰・排水機場管理支援、道路許認可審査・適正化指導
	用地補償総合技術業務	用地補償総合技術

## 2. 平成29年度 発注者支援業務等の概要

### <発注者支援業務>

【発注者支援業務等】

区分	主な業務内容
① 積算技術	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援
② 工事監督支援	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援
③ 技術審査	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成等の業務の支援

## 2. 平成29年度 発注者支援業務等の概要

### <公物管理補助（河川関係）>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
①河川巡視支援	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる
②河川許認可審査支援	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援
③ダム管理支援	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援
④堰・排水機場管理支援	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検

9

## 2. 平成29年度 発注者支援業務等の概要

### <公物管理補助（道路関係）>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
①道路許認可審査・適正化指導	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立合い、特殊車両通行の指導取締り等の支援

## 2. 平成29年度 発注者支援業務等の概要

### <用地補償総合技術>

【発注者支援業務等】

区分	主な業務内容
用地補償総合技術	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで公共用地交渉等を実施し、損失補償の承諾を得る等

## 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

### 1. 応募要件等

- 平成26年度に実施したアンケート結果を踏まえ、更なる民間参入促進の観点から、**業務実績期間の拡大、管理技術者における同種業務実績の拡大、技術者確保**のため一部の業務について、**管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和**を平成27年度より実施。

#### (1) 企業及び管理技術者に求める実績要件

##### ①業務実績要件の緩和

<全業務分野共通>

企業及び管理技術者に求める**実績要件の期間**を過去**10ヵ年**から過去**15ヵ年**へ延長する。

##### ②総合評価における実績評価の見直し

<積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務>

管理技術者の類似業務実績として設定していた**地方公共団体（都道府県・政令市を除く）**等が発注した**発注者支援業務**を**同種業務実績**に引き上げる。

### 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

#### (2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

##### ①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

###### <積算技術業務、技術審査業務>

1つの履行場所（業務対象事務所等<sup>\*</sup>）において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

※「業務対象事務所等」とは、事務所、管理事務所、管理所、出張所を言うものであり、持ち帰りにより業務を行う場合で受注者の本支店、営業所等を指すものではない。

したがって、近畿地方整備局においては、1業務に対して複数担当技術者を配置する場合は、そのうち1名は資格を満たさなくてよい。

###### <ダム管理支援業務>

管理技術者及び担当技術者の資格要件に、河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者を追加

13

### 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

#### (2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

##### ①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

###### <道路許認可審査・適正化指導業務>

1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、1／3（人）を下回ってはならない。

###### <用地補償総合技術業務>

○業務従事者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

○担当技術者の実務経験年数の緩和

- ・公共用地交渉等の7年以上の実務経験・5年以上の指導監督的実務経験→5年以上・3年以上に緩和
- ・補償業務全般に関する指導監督的実務経験7年以上・20年以上実務経験→5年以上・10年以上に緩和

14

## 担当技術者の資格要件の緩和について(参考:積算技術業務の例)

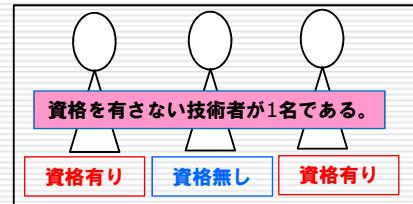
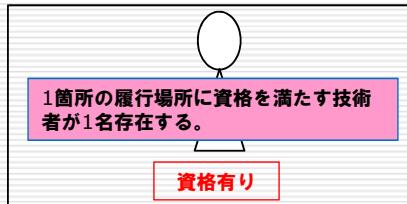
1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能**とする。

### 認められるケース

× × 管内積算技術業務

○○河川国道事務所

A課

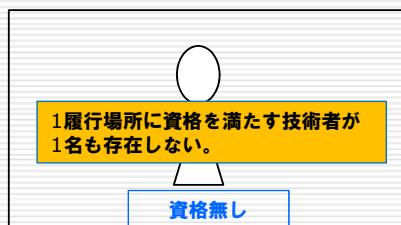


### 認められないケース

× × 管内積算技術業務

○○河川国道事務所

A課



15

## 担当技術者の資格要件の緩和について(参考:道路許認可審査・適正化指導業務の例)

1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名が資格要件を満たしていれば良い**ものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、**1/3（人）を下回ってはならない**。

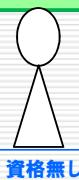
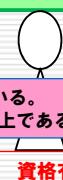
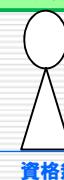
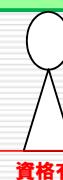
### 認められるケース

× × 地方整備局管内道路許認可審査・適正化指導業務

(× × 国道事務所管内道路許認可審査・適正化指導業務)

A国道事務所(出張所)

B国道事務所(出張所)



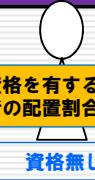
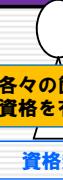
### 認められないケース

× × 地方整備局管内道路許認可審査・適正化指導業務

(× × 国道事務所管内道路許認可審査・適正化指導業務)

A国道事務所(出張所)

B国道事務所(出張所)



・各々の箇所に資格を有する技術者が1名配置されていなければならない。  
・資格を有する者の配置割合が1/3を下回っている。

16

### 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

#### (3) 中立性要件

- ・発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

#### (4) 管理技術者の直接雇用関係

- ・企業と管理技術者の直接雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に平成21年度業務より緩和しており、今年度も同じ要件とする。

17

### 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

## 2. 契約条件について

#### (1) 適正な発注ロット

- ・業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、適切な発注ロットを設定する。

#### (2) 設計共同体

- ・技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成22年度より一部業務において設計共同体による業務参加を試行導入しているが、平成23年度よりさらなる拡大を図っている。

18

### 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

#### 発注者支援業務等において設計共同体として認める業務の区分

対象業務	分担できる業務の区分	
発注者支援業務		
積算技術 工事監督支援	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械／公園 等
	工種による区分	・維持修繕／改築 等
	区域による区分	・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等
公物管理補助業務（全般）	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
	区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等
ダム管理支援	業務内容による区分	・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
堰・排水機場等管理支援	区域による区分	・施設単位 等
河川許認可審査支援	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
道路許認可審査・適正化指導	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等
用地補償総合技術業務	業務内容による区分	・道路／河川 等
	区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等

19

### 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

#### （3）国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

・平成23年度より試行導入している「複数年度契約」について、以下のとおり平成29年度についても継続し実施する。

発注者支援業務・・・全体件数の8割程度の業務で複数年度契約を実施することを目標とする。

公物管理補助業務・・・原則、2ヶ年又は3ヶ年の複数年度契約を実施

※「全体件数」：平成26年度以降に複数年度契約した業務も含む全体の業務件数

20

### 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

#### 3. スケジュール(案)

##### <近畿地方整備局のスケジュール(案)>

- 発注の見通しの公表  
※ 12月16日（金）（新聞、PPI 公表予定）
- 業務内容・応募要件等に関する民間事業者向け説明会の開催  
※ 12月15日
- 入札手続開始の公告  
※ 12月下旬～1月中旬を予定
- 入札・開札  
※ 2月中旬～下旬を予定
- 4月1日以降履行開始

（※注意）電子入札システムでは、一般競争入札方式を使用します。

21

### 3. 平成29年度発注者支援業務等の契約方式等

#### 4. 情報提供の拡充

##### (1) 民間事業者向け説明会の開催

- ・ 契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、入札公告等に先立ち事業者向けの説明会を開催。

##### (2) 入札公告に掲載する情報の充実

- ・ 入札情報サービス（PPI）により簡易な方法で入手できる入札公告において、具体的な応募要件を記載する。
- ・ 近畿地方整備局のホームページに発注者支援業務等関連情報のポータルサイトを設置し、情報提供の充実を図る。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/support2/index.html>

22

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 1) 参加資格要件（※ 単体の場合）

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請中であること。  
なお、平成29年4月1日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ④ 近畿地方整備局長から建設コンサルタント業務等に關し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

23

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### ※設計共同体の場合

業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、近畿地方整備局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

24

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

#### (ア) 中立・公平性に関する要件

【発注者支援業務等】

#### <発注者支援業務>

業務区分	要 件
積算技術	<ul style="list-style-type: none"><li>工事に関する参加資格要件</li></ul> <p>「業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、業務の入札に参加出来ない。」</p>
工事監督支援	<ul style="list-style-type: none"><li>工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない）</li></ul> <p>「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。」</p>
技術審査	

25

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

【発注者支援業務等】<公物管理補助業務（その1）>

業務区分	要 件
河川巡視支援	<ul style="list-style-type: none"><li>参加資格要件</li></ul> <p>「業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。」（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p>
河川許認可審査支援	
ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none"><li>参加資格要件等</li></ul> <p>①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p> <p>②業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない）</li></ul> <p>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p>

26

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### <公物管理補助業務（その2）>

【発注者支援業務等】

業務区分	要件
堰・排水機場管理支援	要件を付さない
道路許認可審査・適正化指導	<p>・参加資格要件</p> <p>「本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に問わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと」</p>

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### <用地事務補助業務>

業務区分	要件
(発注者支援業務等) 用地補償総合技術	<p>「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」</p> <p>1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係ないこと。</p> <p>2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。</p>

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
  - ・ ただし、発注業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、発注業務の入札に参加できるものとする。
  - ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
  - ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
- ① 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

#### (イ) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格申請書を提出する者は、近畿地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常に常駐し業務を行うところ）を有すること。
- ・なお、業務内容により「○○県内」と記載する場合がありますので、詳細は各業務の入札説明書によること。

例) ・発注者支援業務 → 近畿地方整備局管内

・公物管理補助業務 → ○○県内

- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

※設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

29

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

#### (ウ) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務（平成28年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（当該業務公告時において未完了の業務成績は含まない）未満の場合は実績として認めない。

#### ① [実績の対象となる発注機関]

- ・国の機関
- ・特殊法人等
- ・地方公共団体
- ・地方公社
- ・公益法人
- ・大規模な土木工事を行う公益民間企業

※ 用地補償総合技術は以下のとおり

- ・国の機関
- ・特殊法人等
- ・地方公共団体
- ・地方公社
- ・土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者

30

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 2) 競争参加資格申請書の提出者に関する要件

#### (ウ) 業務実績に関する要件

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

##### ② [企業における実績の対象となる業務分野]

業務実績	業務内容		
	発注者支援	公物管理補助	用地補償総合
発注者支援	●	●	
公物管理補助（発注者支援業務等）	●	●	
CM業務	●	●	
PFI事業技術アドバイザリー業務	●	●	
土木設計業務	●	●	
調査検討・計画策定業務	●	●	
管理施設調査・運用・点検業務	●	●	
測量業務・地質調査業務	●	●	
「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」別紙に定めるいずれかの業務（8部門）			●

31

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定管理技術者の資格等<発注者支援業務1>

業務種別	記載内容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督支援 ・技術審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li><li>・1級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</li><li>・（一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（I）、（II）又は発注者が認めた同等の資格を有する者</li><li>・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）</li></ul>

※ RCCM: RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。

32

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定管理技術者の資格等<発注者支援業務2>

業務種別	記載内容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督 支援	※業務内容が電気通信設備工事のみの場合 ・技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門） ・1級電気工事施工管理技士 ・（一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

33

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定管理技術者の資格等<発注者支援業務3>

業務種別	記載内容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督 支援	※業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・1級造園施工管理技士

34

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定管理技術者の資格等<公物管理(河川関係)>

業務種別	記載内容
(公物管理) ・河川巡視 支援 ・河川許認 可審査 ・ダム管理 支援 ・堰・排水 機場管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)</li><li>・1級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</li><li>・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る)</li><li>・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</li><li>・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者</li><li>・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</li></ul> <p>&lt;ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者</li></ul> <p>&lt;ダム管理支援にのみ以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者</li></ul> <p>&lt;業務内容に堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者</li></ul> <p>&lt;河川巡視支援にのみ以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道-業務:点検・診断)</li></ul> <p>&lt;河川巡視支援、河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川維持管理技術者</li></ul>

35

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定管理技術者の資格等<公物管理(道路関係)>

業務種別	記載内容
(公物管理) ・道路許認 可審査・ 適正化指 導	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)</li><li>・1級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</li><li>・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る)</li><li>・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者</li><li>・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者</li></ul>

36

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定主任担当者の資格等<用地補償総合技術>

業務種別	記載内容
(用地補償) ・用地補償 総合技術	<ul style="list-style-type: none"><li>公共用地交渉業務及びこれに関する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有するもの。</li><li>補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</li><li>登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。</li><li>一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。</li><li>実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。</li></ul>

37

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- 予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(平成28年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。
- 業務実績には、平成14年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

#### 【例：工事監督支援業務の場合】

[1] 同種：

- 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務

[2] 類似：

- 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PF事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務における概略・予備・詳細設計、土木工事の監理技術者

※ 「発注者」とは、  
国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

38

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

① [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<発注者支援業務>

●：同種 ○：類似

業務実績	発注者支援業務等		
	工事監督 支援	技術審査	積算技術
発注者支援	●	●	●
公物管理補助（発注者支援業務等）	○	○	○
CM業務	○	○	○
PFI事業技術アドバイザリー業務	○	○	○
土木設計業務（概略・予備詳細設計業務）	○	○	○
土木工事（監理技術者）	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

39

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<公物管理業務（河川関係）>

●：同種 ○：類似

業務実績	発注者支援業務等			
	河川 巡視支援	河川許認 可審査	ダム管 理支援	堰・排水機 場管理支 援
発注者支援	○	●○	○	○
公物管理補助	●○ 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	●○ 河川・ダム分野	●○ 河川分野のみ
調査検討・計画策定業務	○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
管理施設調査・運用・点検業	○ 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木設計業務	○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木工事（監理技術者）	○	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

40

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

##### ② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<公物管理業務（道路関係）>

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等 道路許認 可審査・適正化指導
	●	
発注者支援	●	
公物管理補助（道路）（発注者支援業務等）	●	
CM業務	●	
PFI事業技術アドバイザリー業務	●	
管理施設調査・運用・点検業務（道路）	●	
土木設計業務（道路の概略・予備・詳細設計業務）	○	
土木工事（監理技術者）	○	

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

41

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (イ) 予定主任担当者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

##### ② [予定主任担当者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<用地補償総合技術>

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	（発注者支援業務等） 用地補償総合技術
	●	
補償説明業務（補償関連部門）	●	
公共用地交渉業務（総合補償部門） (用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務含む)	●	
用地調査等業務 (土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物 部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門) (用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務 を含む)	○	

42

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ウ) 直接的雇用関係

- 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

43

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (エ) 手持ち業務量①

- 予定管理技術者は、平成29年4月1日（平成29年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。
- ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。
- 平成29年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るもの）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

●H29発注者支援業務等において複数業務を受注し、手持ち業務量の制限を超えた場合は「無効」（手持ち業務の制限を超えた業務のみ）となるので注意すること。

44

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 3 ) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (エ) 手持ち業務量②

- ・ 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額4億円、件数で10件（平成29年4月1日（平成29年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 ) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2 ) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3 ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の制限を超えない者

45

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 4 ) 担当技術者に対する要件

- ・ 担当技術者の資格要件については、特記仕様書に記載します。  
また、契約締結後に資格の有無を確認します。

<【参考】発注者支援業務の要件>

業務種別	資 格 要 件
(発注者支援業務等) 工事監督支援 技術審査 積算技術	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li><li>・技術士補（建設部門）</li><li>・一級又は、二級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者</li><li>・（一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（I）、（II）又は発注者が認めた同等の資格を有する者</li><li>・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）</li><li>・地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者Ⅰ又はⅡ（業務により異なるので特記仕様書を確認）</li><li>・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が <b>1年以上</b>の者</li></ul>
※ 担当技術者の資格要件の緩和措置については、13頁のとおり	<p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川又は道路関係の<b>技術的行政経験を10年以上有する者</b></li></ul>

46

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 4) 担当技術者に対する要件

<【参考】公物管理支援業務の要件>

業務種別	資格要件
(公物管理)	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li><li>・技術士補（建設部門）</li></ul>
・河川巡視 支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・一級又は、二級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者</li><li>・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）</li><li>・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</li><li>・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が <b>1年以上</b>の者</li></ul>
・ダム管理 支援	<p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川又は道路関係の技術的行政経験を<b>10年以上</b>有する者</li><li>・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</li></ul>
・堰・排水 機場管理	<p>&lt;ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者</li></ul> <p>&lt;ダム管理支援にのみ以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者</li></ul> <p>&lt;河川巡視支援にのみ以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断）</li></ul> <p>&lt;河川巡視支援、河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川維持管理技術者、<b>河川点検士</b></li></ul>

47

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 4) 担当技術者に対する要件

<【参考】公物管理支援業務の要件>

業務種別	資格要件
(公物管理) ・道路許認 可審査・適 正化指導業 務  ※ 担当技術者の 資格要件の緩和 措置については、 14頁のとおり	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li><li>・技術士補（建設部門）</li><li>・一級又は、二級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者</li><li>・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）</li><li>・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者</li><li>・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が <b>1年以上</b>の者</li></ul> <p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道路若しくは、河川関係の技術的行政経験又は道路交通行政経験を<b>10年以上</b>有する者</li></ul>

48

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 4) 担当技術者に対する要件

#### (ア) 予定担当技術者の資格等<用地補償総合技術>

業務種別	資格要件
(用地補償) ・用地補償 総合技術  ※ 担当技術者 者の資格要件の緩和措 置について は、14頁の とおり	<p>予定担当技術者本人が被補償者でない及び被補償者の役員を兼ねていない者で、次のいずれかの資格を有していること</p> <p>イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者</p> <p>ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者</p> <p>ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者</p> <p>ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</p> <p>ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</p>

49

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 4) 担当技術者に対する要件

#### (イ) 予定業務従事者の資格等<用地補償総合技術>

業務種別	資格要件
(用地補償) ・用地補償 総合技術  ※ 業務従事者の 資格要件の緩和 措置については、 14頁のとおり	<p>・予定業務従事者については、下記1) 及び2) に示す条件をすべて満たす者であること</p> <p>1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）</p> <p>2) 予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと</p>

50

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 5 ) 総合評価項目

#### ①配置予定担当技術者の経験について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価※する。ただし、契約時点で予定していた同種又類似業務の実績のある担当技術者を配置できない場合は、業務成績において減点とします。

※申請された全ての予定担当技術者を評価

#### ②履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。

51

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 6 ) 業務に必要となる物品・消耗品等

#### ①業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。

#### ②詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。

52

## 4. 平成29年度発注者支援業務等における要件等

### 7) 現場責任者の配置

【工事監督支援業務のみ対象】

(担当技術者を2名以上配置する場合)

- ①受注者は、管理技術者の現場での代務者として、特記仕様書1005条の業務経験および特記仕様書、共通仕様書に規定する管理技術者の資格を有する者を現場責任者として担当技術者の中から定め配置するものとする。

53

## 5. 手続き上の留意点

### 1. 競争参加資格確認申請時の注意

中立公平性に関する要件の確認（様式－11別紙）

(様式－11別紙)

・中立公平性に関する要件の確認

チェックボックスは、  
3箇所あるので、「中  
立公平性に関する要件  
」に該当する場合は、  
すべてに✓を記すこと

。

以下に該当する場合、□を記す。

本業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注工事を受注又は下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていない。

本業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注工事を受注又は下請け（測量、地質調査業務も含む）をしている者と資本面・人事面で関係がない。

本業務を受注した場合、以下に示す中立公平性を遵守する。

本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該事務所の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注工事に参加してはならない。なお、「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）としての参加をいう。

資本面・人事面で関係があるとは、次の1) 又は2) に該当するものをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

注：該当する項目それぞれについて、□に✓を記すこと。

54

## 6. 発注者支援業務等の業務内容

- (1) 積算技術業務
- (2) 工事監督支援業務
- (3) 技術審査業務
- (4) 道路許認可・適正化指導業務
- (5) 河川巡視支援業務
- (6) 河川許認可審査支援業務
- (7) ダム管理業務
- (8) 堰・排水機場管理業務
- (9) 用地補償総合技術業務

55

### (1) 積算技術業務

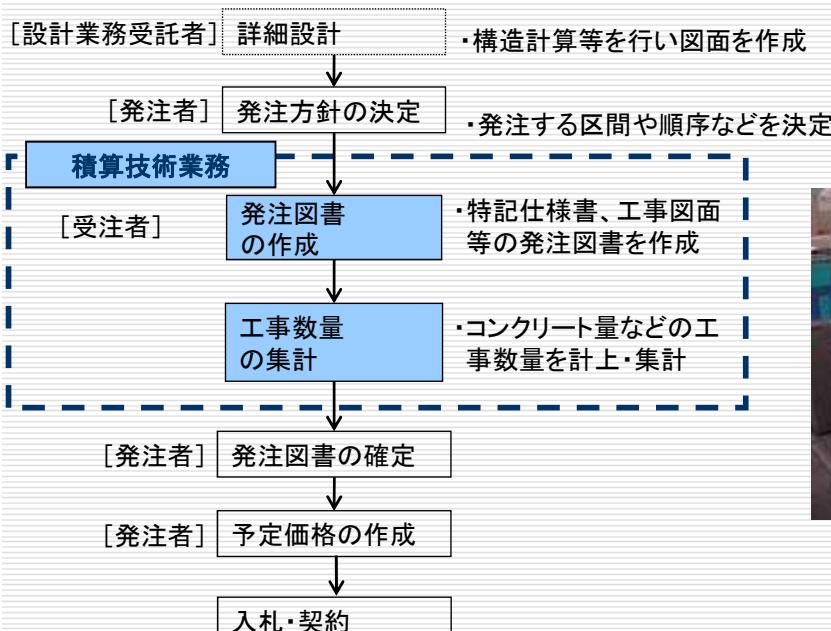
#### 1 業務目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の予定価格を算出できるよう支援すること。

#### 2 業務概要

- ① 図面及び特記仕様書の作成
- ② コンクリート量や掘削量など、工事数量の集計

#### 3 予定価格作成の概要



工事数量の集計

56

## (2)工事監督支援業務

### 1 業務目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の契約事項の履行確認ができ、的確に施工業者との協議等ができるよう支援すること。

### 2 業務概要

- ① 工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告
- ② 施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成

### 3 工事施工管理の概要



57

## (3)技術審査業務

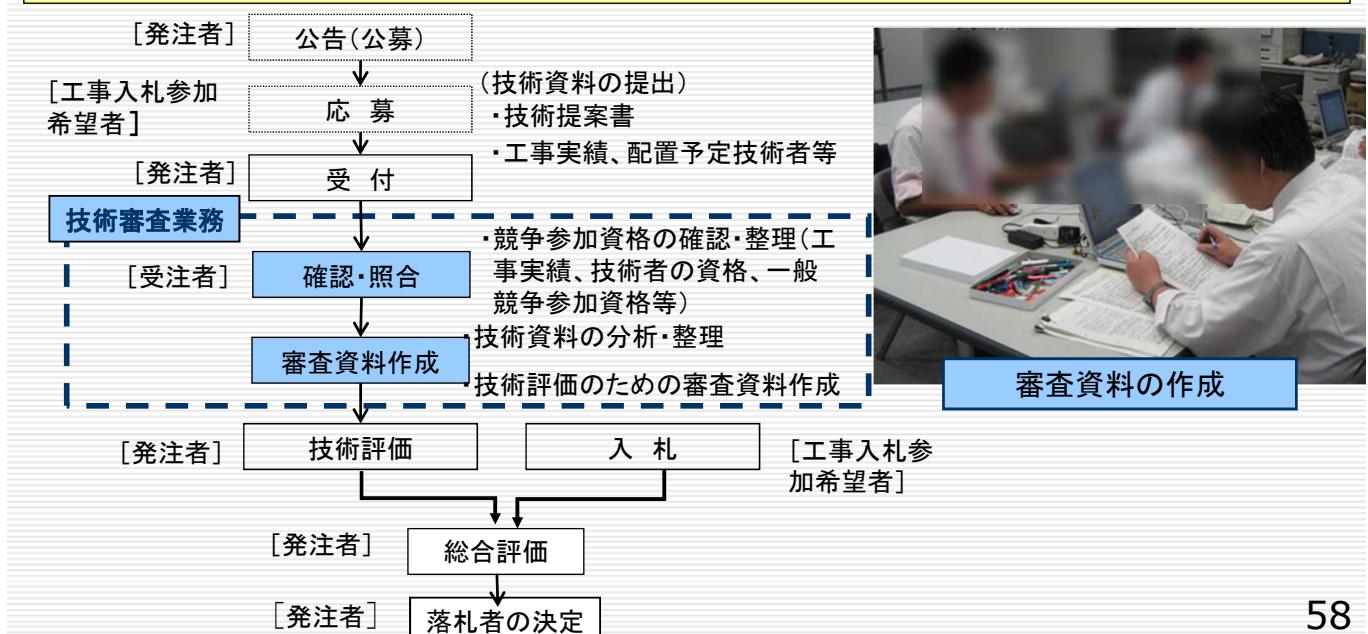
### 1 業務目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事発注及び入札参加希望者から提出された技術資料について、技術評価をできるよう支援すること。

### 2 業務内容

- ①工事発注資料(公告文(案)、入札説明書(案)等)の作成
- ②競争参加資格(過去の工事実績、配置予定技術者の資格等)の確認・照合
- ③技術評価のための審査資料作成

### 3 工事入札契約手続きの概要



58

## (4) 道路許認可審査・適正化指導業務①

### 許認可審査業務

#### 1) 道路法に基づく申請書類の受付及び審査等

①道路法(第47条の2を除く)に基づく以下の事務に係る申請書類の受付及び審査(現地状況あるいは情報ボックス等の埋設状況の確認等含む)、書類作成並びに実施状況の確認を行い、その結果を報告する。

- a) 道路法第24条に基づく道路工事施工承認に関する事務
  - ・歩道切り下げ工事をはじめとする乗り入れ工事等
- b) 道路法第32条・第35条に基づく道路の占用の許可及び第39条に基づく占用料の徴収に関する事務
  - ・電柱、水道管、下水道管、ガス管及びその他の工作物・物件・施設等の占用物件
- c) 道路法第39条の2に基づく道路の占用及び入札の実施に関する指針策定に関する事務
  - ・利用ニーズの確認等
- d) 道路法第22条、第58条に基づく道路損傷復旧に関する事務
  - ・交通事故等により道路に損害を与えた場合等



【書類審査状況】

59

## (4) 道路許認可審査・適正化指導業務②

②道路境界明示、確認に係る現地調査、審査等について、国道区域(用地)と民地の境界における資料調査・現地調査を行い、境界を確認し、報告する。



【現地調査状況】

③道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可申請書に係る受付、特殊車両通行許可申請書の通行経路・通行車両等の確認及び許可条件付与等の審査、電算機への入力、書類の作成・整理等を行い報告する。



【申請書類の確認状況】

④取付協議に係る受付、審査、実施状況の確認等について、他の道路が取り付くうえで必要となる、事前打ち合わせ、協議書の受付、審査(現地状況の確認等含む)、書類作成並びに実施状況の確認を行う。

⑤その他道路管理上必要となる各種業務について、河川、砂防及び鉄道等の占用・使用更新手続きの書類作成や沿道開発に係る都市計画法第32条の協議あるいは沿道掘削の事前確認を行い報告する。

60

## (4)道路許認可審査・適正化指導業務③

### 2)苦情申立(行政相談)等に係る受付、伝達、現地立会

道路管理に関する苦情申立(相談者)等に対し、内容確認を行い、必要に応じ申立者等と現地の状況把握を行い報告する。

### 3)許認可審査に係る各種台帳、台帳附図等の整備

道路法に基づく道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の点検、修正等を行い、その結果を報告する。



【道路台帳の修正】

### 4)災害時等緊急時における業務

地震災害、風水害、雪害等の災害発生及び恐れがある場合など緊急時ににおいて、上記の1)及び2)に係る業務について対応するとともに、道路管理に関するデータの収集や外部からの連絡を記録し、調査職員へ報告する。また、調査職員の指示等を関係機関等へ連絡するものとする。

61

## (4)道路許認可審査・適正化指導業務④

### 適正化指導業務

#### 1)道路法に基づく指導取締り等

##### ①道路の不正使用、不法占用等に係る指導取締り

道路区域内における未承認工事、不許可看板などの不法占用物件又は放置自転車等の状況把握、対象者への道路法等の関係法令の説明及びそれらの記録を行い報告する。



【放置自転車等の状況把握】

##### ②特殊車両の通行に係る指導取締り

特殊車両指導取締りにおいて、対象車両の諸元(重さ、長さ、高さ、幅)を計測し、車両運転手が携帯している通行許可書との内容を照合し、車両制限令に違反している場合はその状況を関係書類に記録し報告する。



【指導取締り状況】



【通行許可書との照合】

#### 2)適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備

道路法に基づく道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の点検、修正等を行い、その結果を報告する。

62

## (5) 河川巡視支援業務①

### 業務の目的・必要性

「河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、洪水・高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう適正に行わなければならない。（河川法第1条、第2条抜粋）」と定められています。

河川を常時良好に保つための1つの手段として河川巡視を実施

#### ・河川巡視員

- 違法行為の発見
- 施設の維持状況の確認

- 河川空間の利用状況の確認
- 自然環境の状況の確認

河川の異常

不適切な管理

洪水の安全な  
流下に支障を  
及ぼす

重大な水  
害につな  
がる

社会的な問題、  
損害賠償、管  
理瑕疵に発展

適切な措置

流域住民に対して、安全で安心できる暮らしを提供します。

63

## (5) 河川巡視支援業務②

### 業務の具体的な内容

本業務は、河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を定期的に巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常及び不法占用等の状況を正確に報告・記録するとともに、臨機な処置を講ずるものです。

巡視はパトロールカーからの目視を基本とし、必要に応じて徒步またはボートにより行います。

#### 違法行為の発見

- ①流水の占用状況
- ②土地の占用状況
- ③土地の形状変更等状況
- ④ゴミ・、汚水の排出の状況
- ⑤保全区域・河川予定地における状況 等

#### 施設の状況の確認

- ①堤防の状況
- ②堰・水門等構造物の状況
- ③護岸・根固及び水制の状況
- ④許可工作物の状況
- ⑤河道の状況
- ⑥安全施設の状況 等

#### 空間利用状況の確認

- ①河川敷ゴルフ等の危険行為の状況
- ②ラジコン・モトクロス等の利用状況
- ③不定住者等の生活の状況
- ④イベント等の利用状況 等

#### 自然環境の状況の確認

- ①河川の水質に関する状況
- ②季節的な自然環境の変化
- ③自然保護上重要な生物の生息状況 等

#### 異常の事例



64

## (6) 河川許認可審査支援業務

### 業務の目的

河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、整理、受付、審査の支援を実施します。

### 業務の具体的な内容

#### 各種申請書類の受領、審査及び実施状況の確認



申請書類について、河川  
関係法令等に基づく、審査  
及び実施状況の確認

#### 河川法23条(水利使用許可)

- 流水の量的使用(水利権)、水面の使用
- 水利施設等の審査及び確認

#### 河川法24、26条(河川の占用、工作物設置の許可)

- 公園、広場、運動場等の面的利用
- ダム、堰、揚水樋管、揚水機場等の水利施設
- 橋梁、上下水道管、電線、排水施設 等

#### 河川法25、27条(土石等の採取、掘削等)

- 砂利採取、竹木の採取等の許可
- 土地の形状の変更

#### 河川法20条(河川管理のための工事)

- 河川工事の申請受付、審査、書類整理

#### 河川現況台帳等の補正・整備



河川現況台帳、付図、水利台帳、  
不法占用台帳、構造物台帳 等  
の記載、修正、整理 等

#### 苦情申し立て等に係る現地立会



不法占用、不法取水、放置車両  
等についての現地状況の把握

#### 境界明示、確定に係る立会、審査等



河川区域と民地との境界について、  
地元地権者と現地立会を行い、境  
界の調査

65

## (7) ダム管理支援業務①

### 業務の目的

河川法第14条・特定多目的ダム法第31条に基づく操作等の適切な実施

### 業務の必要性

ダムの管理は、治水事業における国民の生命、財産を保護する重要な使命を  
担っています。

操作時の高い信頼性が必要

不適切な管理

重大な水害につながる

社会問題、損害賠償、管理瑕疵に発展

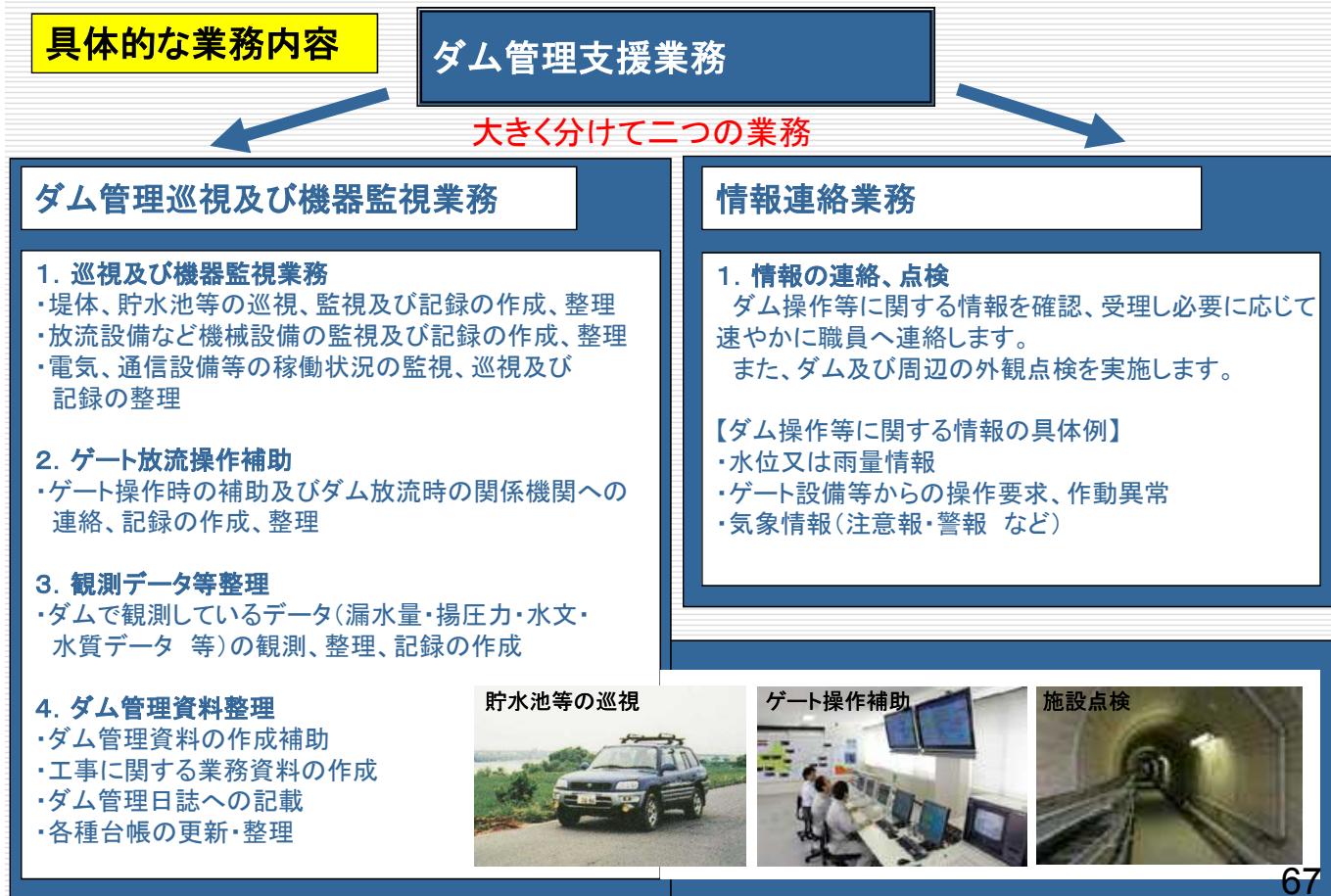
平常時における適切な日常管理

出水時におけるダム諸量等データ  
監視、安全巡視、情報連絡

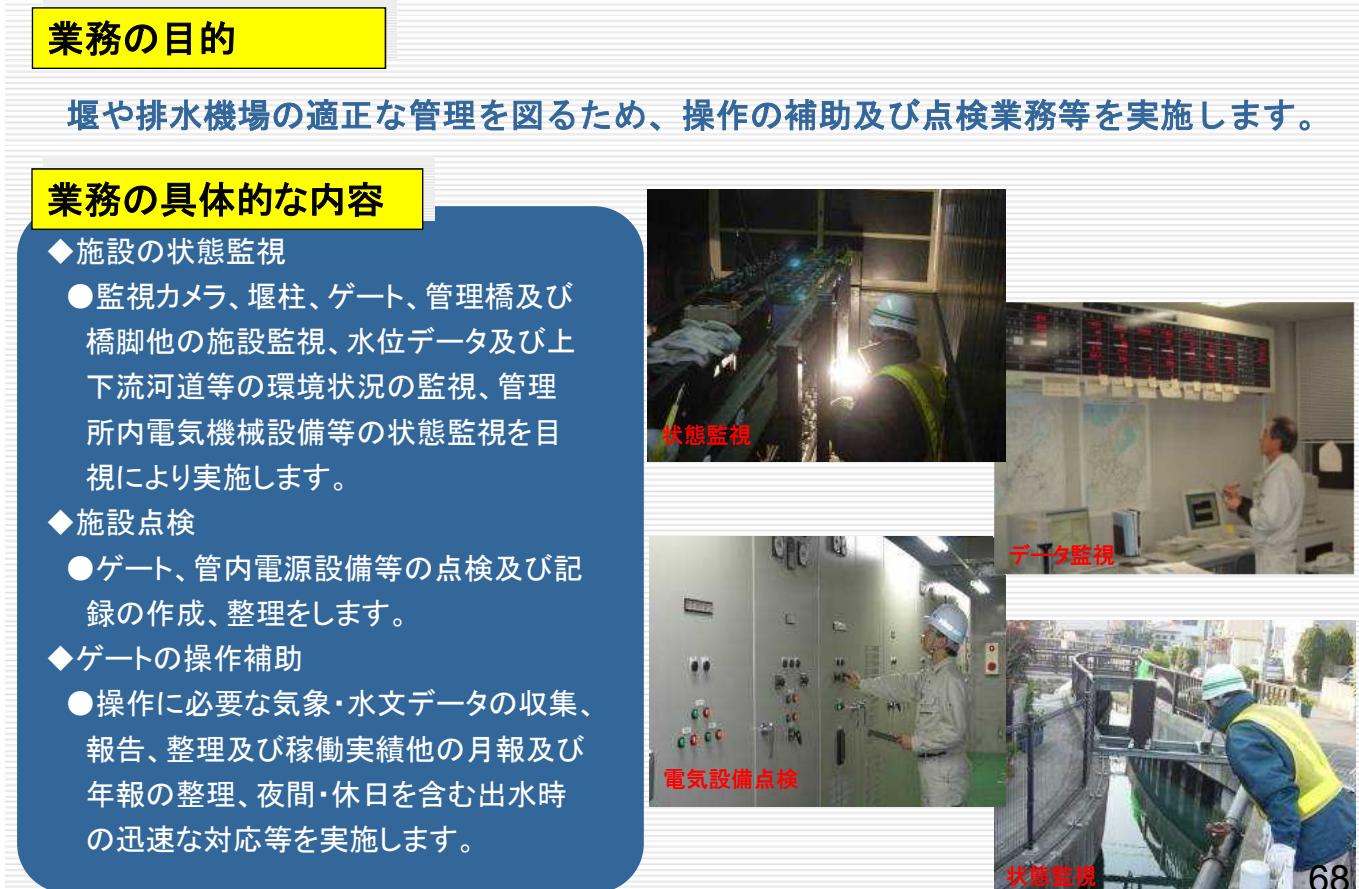
下流住民に対して、安全で安心できる暮らしを提供します

66

## (7) ダム管理支援業務②



## (8) 堰・排水機場等管理支援業務



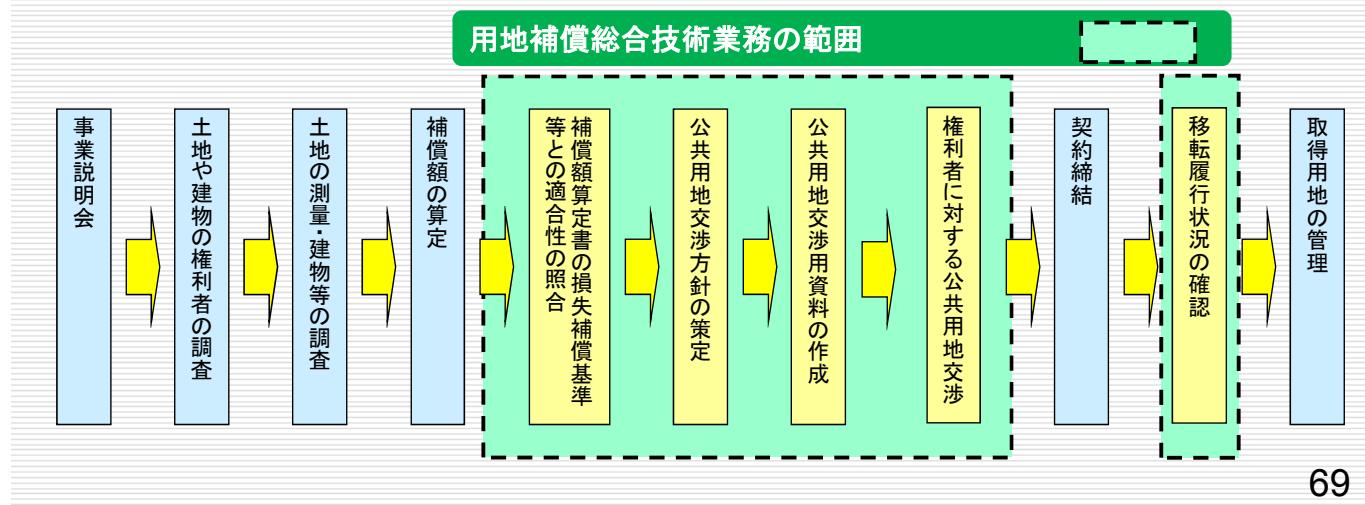
## (9) 用地補償総合技術業務

### 業務の目的・必要性

- 公共事業の事業効果の早期発現のためには、用地取得の円滑化・迅速化を図り、用地取得期間を短縮することが不可欠である。
- 本業務は、事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図るものである。

### 具体的な業務

#### 公共用地取得事務の流れ



69

## 7. 調査設計資料整理業務および 設計積算資料整理業務について

### 【業務内容】

事務所の庁内にて、当該事務所における業務に関する資料作成整理等を行うことにより職員を支援し、当該事務所の円滑な事業推進を図ることを目的とする業務

70

## 7. 調査設計資料整理業務および 設計積算資料整理業務について

### 【平成28年度より継続】管理技術者の配置について

#### ①担当技術者を1名のみ配置する業務

- ・管理技術者は手持ち業務が4億円未満かつ10件未満であることとし、当該業務に専任しなくてもよい。
- ・管理技術者は担当技術者を兼ねることができない。

#### ②担当技術者を2名配置する業務

- ・管理技術者は当該業務に専任し、当該事務所に配置する。
- ・管理技術者は担当技術者を兼務する。

#### ③担当技術者を3名以上配置する業務

- ・管理技術者は当該業務に専任し、当該事務所に配置する。
- ・管理技術者は担当技術者を兼務する。
- ・管理技術者不在時に備え、予め代理を定める。

71

## 7. 調査設計資料整理業務および 設計積算資料整理業務について

### 【平成28年度より継続】配置予定管理技術者の資格要件について

#### ①担当技術者を1名のみ配置する業務

技術士、RCCM、1級土木施工管理技士等

#### ②担当技術者を2名以上配置する業務

上記①の資格要件に技術士補、2級土木施工管理技士、実務経験も加える。

担当技術者を1名のみ配置する場合	担当技術者を複数名配置する場合								
・技術士(総合技術監理部門(建設に関する科目に限る)又は建設部門)	・技術士(総合技術監理部門(建設に関する科目に限る)又は建設部門) -技術士補(建設部門)の資格取得後、4年以上の実務経験を有する者								
・一級土木施工管理技士	・一級土木施工管理技士 -二級土木施工管理技士の資格取得後、4年以上の実務経験を有する者								
・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者	・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者								
・RCCM(シビルコンサルティングマネージャー) またはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)	・RCCM(シビルコンサルティングマネージャー) またはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)								
・(一社)日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、 公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者	・(一社)日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、 公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者								
・建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第三条ににより 国土交通大臣に認定された者。	・建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第三条ににより 国土交通大臣に認定された者。 -下表の条件で、建設工事現場の監督又は監督補助の実務経験 若しくは建設工事の設計に係る実務経験を有する者								
	<table border="1"><thead><tr><th>学歴</th><th>実務経験年数(土木工学系の指定学科卒業後)</th></tr></thead><tbody><tr><td>大学</td><td>5年以上</td></tr><tr><td>短期大学、高等専門学校</td><td>8年以上</td></tr><tr><td>高等学校</td><td>11年以上</td></tr></tbody></table>	学歴	実務経験年数(土木工学系の指定学科卒業後)	大学	5年以上	短期大学、高等専門学校	8年以上	高等学校	11年以上
学歴	実務経験年数(土木工学系の指定学科卒業後)								
大学	5年以上								
短期大学、高等専門学校	8年以上								
高等学校	11年以上								

72

## 7. 調査設計資料整理業務および 設計積算資料整理業務について

### 【平成28年度より継続】積算基準の改正について

#### ①担当技術者を1名のみ配置する業務

- ・管理技術者：技師（A）⇒打合せのみ計上

- ・担当技術者：技師（C）

⇒1ヶ月当たり19.5人/日・月+時間外給与月当たり30時間相当分を計上

#### ②担当技術者を2名以上配置する業務

- ・管理技術者（担当技術者を兼ねる）：技師（C）

⇒打合せとして別途の計上はしない。

⇒1ヶ月当たり19.5人/日・月+時間外給与月当たり30時間相当分を計上

⇒さらに管理技術者の手当として時間外給与月当たり10時間相当分を計上

- ・担当技術者：技師（C）

⇒1ヶ月当たり19.5人/日・月+時間外給与月当たり30時間相当分を計上

73

## 7. 調査設計資料整理業務および 設計積算資料整理業務について

### 【留意点】担当技術者を複数名配置する業務の留意点

①競争参加資格確認申請書の提出時に、配置予定管理技術者の候補者を特定出来ない場合は、候補者を3名まで記載することができる。

なお、管理技術者の候補者が複数の場合の評価は、候補者のうち各々の最下位の技術者資格および同種類似実績を評価する。

②同一の配置予定管理技術者を重複して複数の業務に応募または入札参加し、1つの業務を落札したことにより他の業務に配置予定管理技術者を配置出来ない場合の対応。

- ・入札前においては、直ちに申請書および資料の取り下げ、もしくは入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した場合は、指名停止を行うことがある。

- ・入札後から落札予定者の決定前においては、直ちに配置出来ない旨を担当部局に通知すること。万一落札予定者の決定までに当該通知を行わなかつた者に対しては、指名停止を行うことがある。

74

## 7. 調査設計資料整理業務および 設計積算資料整理業務について

### 【参考】管理技術者に委任できる権限について

#### 共通仕様書1005条

2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

#### 契約書第10条第2項

管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理および統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条3項の請求、同条4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

75

## 8. 注意事項

発注者支援業務等については、今後、積算基準等が変更される可能性がありますので、国土交通省または近畿地方整備局のホームページを注意して見ておいてください。

76

## 9. 暴力団排除に関する欠格事由の確認

(別添資料)

### 暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成29年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となっていることから、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の発注機関に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であること等を記載した誓約書を提出すること。
2. 下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに、下記（3）に掲げる提出資料を1通ずつ提出すること（下記（4）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、提出の資料は、平成29年度に当地方整備局各機関で実施する発注者支援業務等に共通して用いるため、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、一度提出すればよい。ただし、提出した資料の内容に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合には、再度下記（3）の資料を提出すること。また、警察庁への意見聴取の結果「暴力団排除に関する欠格事由に該当する」とされた事業者については、他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は再度下記（3）の資料を提出すること。

（1）提出先

〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前 1－5－44 大阪合同庁舎第1号館  
近畿地方整備局総務部契約課調査係

(競争参加資格確認申請書等の提出先と異なるので注意すること)

(2) 提出期限

入札公告に示す入札書提出締切日時まで

なお、上記期限までに下記(3)に掲げる提出資料を提出しない場合は入札心得第6条第1項第11号に該当するものとして取り扱う場合があるので留意すること。

(3) 提出資料

①確認用電子データ（様式2）に則ること。なお、意見聴取対象者については、参考1及び参考2を参照のこと。)

②入札参加事業者確認資料送付書（様式1に則ること。）

なお、警察庁への意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある。

(4) 提出方法その他留意事項

上記(3)の資料の提出方法については、①確認用電子データを電子メールの添付文書として送信するとともに、②入札参加事業者確認資料送付書（送信した確認用電子データを印刷したもの添付すること）及び当該確認用電子データを記憶させたCD-Rを併せて郵送すること（郵送は、書留郵便に限る。）。

(電子メール送信先：[sankakakunin@kkr.mlit.go.jp](mailto:sankakakunin@kkr.mlit.go.jp))

様式1 入札参加事業者確認資料送付書

様式2 確認用電子データ作成様式

参考1 意見聴取対象者等

参考2 暴力団排除に関する欠格事由

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号 )

電話番号 ( ) -

商 号  
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者氏名)

[  
法定代理人  
氏 名  
]  
④

### 入札参加事業者確認資料送付書

意見聴取対象者に係る確認資料を送付します。なお、この書面及び提出資料の記載事項は、事実に相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面に確認用電子データの内容を印刷したものを添付するとともに、当該確認用電子データを記憶させたCD-Rの提出をお願いします。

※このデータの提出先は、当該地方整備局管内の発注事務所の別にかかるわらず総務部契約課です。

○確認用電子データ作成様式(対象となる公共サービス:発注者支援業務等)

### (様式2)

(記入上の注意)

- 注1) 上記の表に記載された内容は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、上記の表に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 注2) 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合があります。
- 注3) 意見聴取対象者が25名を超える場合は行を追加して下さい。
- 注4) 「事業者との関係」欄は、その者が入札参加事業者(貴社)において又は貴社との関係で、どのような立場、関係にあるのかを入力して下さい(例「代表者」、「取締役」、「親会社の役員」、「主要株主」、「顧問」、「事業者の法定代理人」など)。
- 注5) 「氏名漢字」欄は、全角で入力し、姓と名の間を全角で1スペース空けて下さい。常用漢字でない等の理由により漢字入力ができない場合は当該漢字に代えて平仮名で入力して下さい。
- 注6) 「氏名カナ」欄は、「氏名漢字」欄を入力すると自動入力されます(=ASC(PHONETIC(\*))。表示内容を確認し、正しくなければ、直接、半角カタカナで入力し、姓と名の間を半角で1スペース空けて下さい。
- 注7) 「生年月日」欄の「元号」は、明治「M」、大正「T」、昭和「S」、平成「H」と半角で入力して下さい。年月日はそれぞれ半角2桁の数字で入力して下さい。
- 注8) 「性別」欄は、男性「M」、女性「F」と半角で入力して下さい。
- 注9) 「住所」欄は、その者の住所を記載して下さい。なお、郵便番号は不要です。
- 注10) 「名称等」及び「所在地」欄は、意見聴取の対象者すべてについて同一の内容を記載して下さい。
- 注11) 意見聴取対象者が法人である場合は、「氏名漢字」及び「氏名カナ」欄に法人の商号又は名称を、「住所」欄に法人の主たる事務所の所在地を記載して下さい。「生年月日」及び「性別」欄は空欄で構いません。

## 意見聴取対象者等

		意見聴取の対象 <sup>(※1)</sup>	意見聴取に必要な事項
入札参加者の場合	個人の場合	① 入札参加事業者 ② ①の法定代理人 <sup>(※3)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号 <sup>(※2)</sup> ・氏名、生年月日、性別、住所
	法	③ 入札参加事業者 ④ ③の役員 <sup>(※4)</sup>	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地 ・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
	参	⑤ ④の法定代理人 <sup>(※3)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所
	加	⑥ ③の主要株主等 <sup>(※5)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
	人	⑦ ③の主要株主等 <sup>(※5)</sup> (法人)	・商号又は名称
	の	⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
	事	⑨ ③の親会社等 <sup>(※6)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
	業	⑩ ⑨の法定代理人 <sup>(※3)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所
	場	⑪ ③の親会社等 <sup>(※6)</sup> (法人)	・商号又は名称
	者	⑫ ⑪の役員 <sup>(※4)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所
	合	⑬ ⑫の法定代理人 <sup>(※3)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載する。

※3 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※4 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

※5 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※6 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して公共サービスの改革に関する法律施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

① その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第1号)

② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えてであること。(第2号)

③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第3号)

※7 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある。

(参考2)

## 暴力団排除に関する欠格事由

### 【1】法第10条第4号関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

### （【1】説明）

上記のとおり。

### 【2】法第10条第6号関係

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【1】に該当するもの

### （【2】説明）

「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。

- ①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）
- ②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第753条）

### 【3】法第10条第7号関係

法人であって、その役員のうちに【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

### （【3】説明）

「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

- ①「理事」「監事」は、財團法人及び社団法人等の場合である。
- ②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
- ③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

#### 【4】法第10条第8号関係

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

#### (【4】説明)

法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」に関しては、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

- ①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- ②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
- ③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額（自己の出資分を除く。）の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

#### 【5】法第10条第9号関係

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【1】から【4】までのいずれかに該当する者

#### (【5】説明)

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条に規定するものをいう。

- ① 施行令第3条第1項第1号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
- ② 同条第2号及び第3号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第10条第9号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第3条第

2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取対象者とはされていない。

(参照条文)

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律第51号)

(欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるものの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合にお

いて、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

(準用)

第十五条 第十条、(中略) の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、(中略) と読み替えるものとする。

### ●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

- 一 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
  - 二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。
  - 三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。
- 2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

## ●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)

## ●民法（明治29年法律第89号）

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(婚姻による成年擬制)

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。